

# 避難行動要支援者避難支援 マニュアル (民生委員用)



新潟市防災マスコットキャラクター  
ジージョ キョージョ



新潟市

令和3年6月修正

新潟市危機管理防災局防災課



## 目次

|  |           |
|--|-----------|
| はじめに .....                             | 1         |
| <b>1 避難行動要支援者制度とは .....</b>            | <b>4</b>  |
| (1) 地域による支え合いの制度 .....                 | 4         |
| (2) 避難行動要支援者とは .....                   | 5         |
| (3) 避難行動要支援者名簿と登載方法 .....              | 5         |
| (4) 関係機関の役割 .....                      | 6         |
| (5) 避難支援等関係者 .....                     | 6         |
| (6) 民生委員への市からの依頼事項 .....               | 7         |
| <b>2 避難行動要支援者への戸別訪問 .....</b>          | <b>8</b>  |
| (1) 戸別訪問の年間スケジュール .....                | 8         |
| (2) 戸別訪問のポイント .....                    | 11        |
| <b>3 避難行動要支援者名簿（同意者名簿）の取り扱い .....</b>  | <b>16</b> |
| (1) 避難行動要支援者名簿（同意者名簿）の受け取り .....       | 16        |
| (2) 名簿の登載者 .....                       | 16        |
| (3) 名簿の種類と記載内容 .....                   | 17        |
| (4) 名簿の更新 .....                        | 18        |
| (5) 名簿の管理 .....                        | 19        |
| <b>4 地域による支援体制構築や避難支援活動のサポート .....</b> | <b>20</b> |
| (1) 平常時、地域が作成する個別支援計画についての助言 .....     | 20        |
| (2) 災害時、地域からの求めに応じ、避難行動要支援者名簿を提供 ..... | 21        |
| <b>5 Q&amp;A .....</b>                 | <b>22</b> |
| (1) 名簿の取り扱い .....                      | 22        |
| (2) 戸別訪問 .....                         | 24        |
| (3) その他 .....                          | 25        |

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| 資料編 .....                   | 26 |
| 1 制度の改正について .....           | 26 |
| 2 用語の説明 .....               | 27 |
| 3 避難行動要支援者の特徴と災害時のニーズ ..... | 29 |
| 4 戸別訪問の対応例 .....            | 31 |
| 5 名簿や各種様式の記載例 .....         | 40 |
| 7 関係法令 .....                | 45 |
| 8 市役所担当部署の連絡先 .....         | 46 |

## 新潟市防災マスコットキャラクター



## はじめに

地震、津波、洪水、土砂災害などの自然災害による被害を完全に防ぐことはできません。そして、いつ起こるか分からない自然災害から大切な命を守るためには、速やかに安全な場所へ避難しなければなりません。

介護が必要な方や障がいのある方などの中には、災害が発生したとき、自らの力で安全な場所へ避難することが困難なため、速やかに避難するために支援が必要となる避難行動要支援者がいます。

「自分の身は自分で守る」という自助、「地域の助け合いで災害を乗り越える」という共助が防災の基本ですが、特に避難行動要支援者のように自ら避難することが困難な方には、声かけや避難支援などを地域の中で行う共助が欠かせません。

そのため、地域の集まりや防災訓練などを通して、避難行動要支援者と地域住民が顔見知りになって、いざという時の関係を築き、人と人とのつながりを深め、地域の防災に対する意識を高める必要があります。

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、避難支援活動を行っていた地域住民や消防関係者、民生委員などが命を失う事例も多数報告されました。

災害時に共助による避難支援を行うにあたっては、まずは支援する人やその家族などの身の安全を確保することが最優先となります。

そのうえで、避難行動要支援者への支援を円滑に実施し、避難行動要支援者と支援者の双方の命を守るためには、平常時からの十分な準備が必要です。

そのために、民生委員の皆さまには、市役所と避難行動要支援者との橋渡し役や地域（自治会・町内会、自主防災組織）による避難行動要支援者支援体制構築のサポート役をお願いいたします。

本マニュアルは、避難行動要支援者への制度の説明、申請書の取り扱い方や地域との関わり方などの民生委員にお願いする職務について示したものです。本マニュアルが円滑な職務を実施するための一助になれば幸いです。

▶ 平成 29 年 4 月より制度の名称が変わりました。

災害時に自力での避難が困難な方に対する支援体制として、本市では平成 17 年度から「災害時要援護者支援制度」に取り組んできましたが、平成 25 年に災害対策基本法が改正され、これまでの「災害時要援護者」に替わるものとして、「避難行動要支援者」という考えが示されました。本市でもそれに併せて、平成 29 年 4 月、制度名を従来の「災害時要援護者支援制度」から「避難行動要支援者支援制度」に変更しました。法律の改正に伴う制度内容の変更点については、26 ページに記載しています。

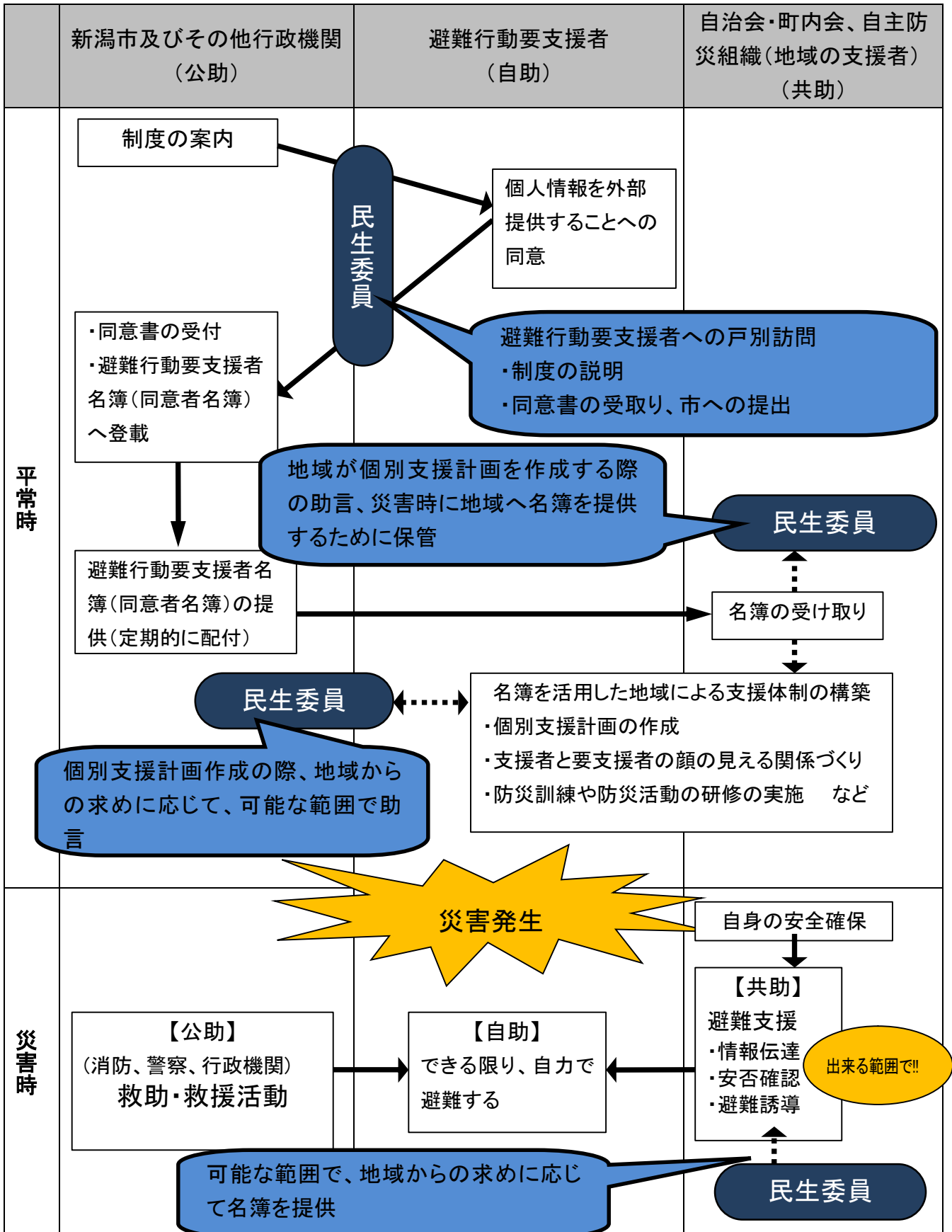
《主な用語の変更点》

| 平成 29 年 3 月までの名称 | 平成 29 年 4 月からの新名称 |
|------------------|-------------------|
| 災害時要援護者支援制度      | 避難行動要支援者支援制度      |
| 災害時要援護者（要援護者）    | 避難行動要支援者（要支援者）    |

新潟市防災マスコットキャラクター



▶避難行動要支援者支援制度の全体の流れ



.....▶ は、「できる範囲で協力する」を表す矢印です。

# 1 避難行動要支援者制度とは

## (1) 地域による支え合いの制度

災害が大規模になればなるほど、多数の被害が発生することが想定されます。

平成 23 年の東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち 65 歳以上の高齢者の死者数は約 6 割、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約 2 倍にのぼりました。

こうした方々を救うためには近隣住民同士の助け合いがとても重要です。平成 7 年の阪神・淡路大震災では、98%の人が、自力または近所の人助け合いにより倒壊家屋から脱出し、消防、警察などにより救出された人は 2%以下といわれています。

消防や警察などによる「公助」には限界がありますので、一人でも多くの人命を守るためには、「自助」に加えて地域における「共助」の力を最大限に発揮して、避難行動要支援者への支援活動を迅速に行うことが重要です。

このためにも、平常時から地域の避難行動要支援者が掲載された名簿を地域に配付し、その名簿を活用して地域の方々と避難行動要支援者が話し合い、一人ひとりの状況に応じた支援方法などを決めておくことが大切です。

そのために、民生委員の皆さまには、市役所と避難行動要支援者との橋渡し役及び地域（自治会・町内会、自主防災組織）による避難行動要支援者支援体制構築のサポート役をお願いいたします。

### 《自助・共助・公助の役割》

|    |   |
|----|---|
| 自助 | 「自分（家族）の命を自分（家族）で守ること」<br>日頃から防災知識を学び、食糧や水などの備えや防災訓練に参加し、災害時には可能な限り自力で安全確保に努めます。                |
| 共助 | 「地域の皆さんで互いに助け合うこと」<br>自助が困難な避難行動要支援者に対して地域の方々により支援に当たります。「公助」による支援に限界がある中で、「共助」が中心的な役割を担います。    |
| 公助 | 「市民の命を守る行政・防災機関での防災・減災活動」<br>市、県、国などの行政、消防、警察などの公的機関により、市民の救助を行います。「公助」だけでは、市民すべての命を守ることはできません。 |



## 《自助・共助・公助の連携イメージ》



### (2) 避難行動要支援者とは

災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自らの力で円滑かつ迅速な避難をすることが困難な方で、第三者の支援が必要な方々のことです。

本市では、生活の基盤を自宅としている次の方々を避難行動要支援者としています。

- 75歳以上のみの世帯の高齢者
- 要介護認定3以上の者
- 身体障害者手帳1・2級の所持者
- 療育手帳Aの所持者
- 災害時要援護者名簿（旧制度）の登載者
- 自ら避難することが困難で、避難の支援を希望する者

### (3) 避難行動要支援者名簿と登載方法

避難者行動要支援者名簿には、避難行動要支援者の要件（P.16）に該当する全員を登載している「全体名簿※」と避難行動要支援者が本人の個人情報等を平常時から地域や民生委員、警察などの外部に提供することに同意した人のみを登載している「同意者名簿」の2種類あります。民生委員に提供する名簿は「同意者名簿」となります。

#### ▶ 同意者名簿への登載方法

| 該当要件                           | 登載方法             |
|--------------------------------|------------------|
| 75歳以上のみの世帯の高齢者                 | 民生委員による戸別訪問      |
| 要介護認定3以上の者                     |                  |
| 身体障害者手帳1・2級の所持者                |                  |
| 療育手帳Aの所持者                      |                  |
| 上記以外で、自ら避難することが困難かつ避難の支援を希望する者 | 区役所健康福祉課の窓口での受付け |



## 全体名簿とは

個人情報の外部提供の同意の有無にかかわらず、要件に該当する方全員が登載された名簿です。「全体名簿」は、平常時は市役所（区役所や消防署も含まれます。）で保管をし、災害時には避難行動要支援者の救助・救援、避難支援のため、警察、障がい者団体などに提供します。

### (4) 関係機関の役割

市、県、国、警察、消防などの行政機関のほか、地域の共助として活動する自治会・町内会、自主防災組織、事前の戸別訪問などに携わる民生委員などが、連携して避難行動要支援者の支援やサポートなどを行います。

| 関係機関               | 役割   |
|--------------------|--|
| 市、県、国、警察、消防などの行政機関 | 公助の主体として、平常時は避難行動要支援者名簿（P.16）を管理し、災害時はその方々の救援、救助及び支援を行います。（避難行動要支援者名簿は新潟市が作成します。）  |
| 自治会・町内会<br>自主防災組織  | 地域の共助の主体として、平常時は市から避難行動要支援者名簿（同意者名簿）の提供を受け、避難行動要支援者の支援体制を整えるとともに、災害時にはできる範囲で情報伝達、安否確認、避難支援などの支援を行います。  |
| 民生委員               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平常時に、避難行動要支援者のご自宅などに戸別に訪問し、制度の説明を行ったり、同意書の作成などのお手伝いをお願いします。</li> <li>・また、地域で作成する個別支援計画へのアドバイスをお願いします。</li> <li>・災害時には、平常時に名簿の提供を受けていない、または、災害の影響により名簿を活用できない自治会・町内会、自主防災組織からの求めに応じて、避難行動要支援者名簿の配付をお願いします。</li> </ul> |

### (5) 避難支援等関係者

災害時の避難行動要支援者の避難支援やそのサポートのため、平常時から新潟市が作成した避難行動要支援者名簿（同意者名簿）の提供を受けた者

- この制度の趣旨に賛同する自治会、町内会、自主防災組織
- その地域を管轄する警察署
- その地区を担当する民生委員

※ なお、新潟市は名簿の作成者となるため、消防署を含む市役所の関係部署は避難支援等関係者の範囲には含まれません。

## (6) 民生委員への市からの依頼事項

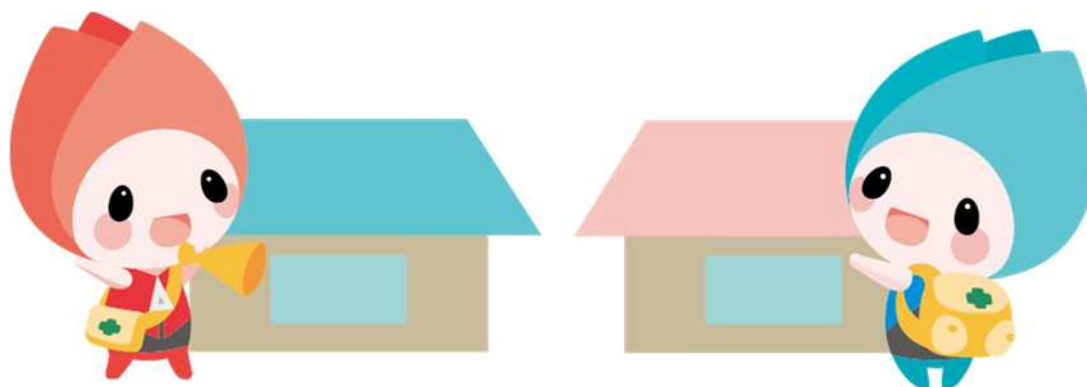
市役所と避難行動要支援者、支援者との橋渡し役として、以下の事項に協力をお願いします。

### ア 避難行動要支援者への戸別訪問

- 新たに避難行動要支援者になった方の自宅を訪問し、この制度について説明する。
- また、平常時から個人情報を地域などの支援者に提供することの同意について確認するとともに、その結果をとりまとめ、所定の提出書類を区役所健康福祉課に提出する。

### イ 地域による避難行動要支援者支援体制構築や避難支援活動をサポート

- ① 平常時、地域が作成する個別支援計画についての助言  
自治会・町内会、自主防災組織の地域の支援者から、避難行動要支援者一人ひとりの支援計画の作成にあたり、支援者から助言を求められた場合は、可能な範囲で助言する。
- ② 災害時、地域からの求めに応じ、避難行動要支援者名簿を提供  
地域の支援者に配られている避難行動要支援者名簿（同意者名簿）が、災害の影響により、名簿を活用できない場合などの理由で地域から名簿の提供依頼があったときは、可能な範囲で民生委員に配られている名簿を提供する。



向こう三軒両隣

## 2 避難行動要支援者への戸別訪問

### (1) 戸別訪問の年間スケジュール

| 月              | 市役所  | 民生委員  | 避難行動要支援者                                   |
|----------------|--|---|--|
| 7月             | <p>新規避難行動要支援者の抽出</p> <p>↓</p> <p>「制度のご案内」送付<br/>(民生委員が訪問することを明記)</p>                         |   |  |
| 8月             | <p>「訪問不要ハガキ」の受取り</p>   |   | <p>「訪問不要等ハガキ」の送付<br/>(民生委員の訪問が不要の場合のみ)</p> |
| 9月<br>～<br>10月 | <p>「戸別訪問チェックリスト」、<br/>「同意書」の送付</p> <p>↓</p> <p>「戸別訪問チェックリスト」、<br/>「同意書」の受取り<br/>同意者名簿の更新</p> | <p>「戸別訪問チェックリスト」、<br/>「同意書」の受取り</p> <p>↓</p> <p>戸別訪問<br/>・制度の説明<br/>・「同意書」の記入(個人情報外部提供に同意者のみ)</p> <p>↓</p> <p>訪問結果とりまとめ<br/>「戸別訪問チェックリスト」、<br/>「同意書」の返送</p> |  |
| 11月            |  |   |  |
| 12月            | <p>登載通知の送付</p> <p>↓</p> <p>同意者名簿の配付</p>  | <p>同意者名簿の受取り</p> <p>↓</p> <p>同意者名簿の差替え</p>  | <p>登載通知の受取り</p>                            |
| 1月<br>～<br>5月  |  |   |  |
| 6月<br>～<br>7月  | <p>・同意者名簿の時点更新<br/>・同意者名簿の配付</p>   | <p>・同意者名簿の受取り<br/>・同意者名簿の差替え</p>  |  |

## 7月

- **新規避難行動要支援者の抽出**

市役所は、毎年、7月1日を基準日として、新たに避難行動要支援者の要件の該当者を抽出します。

- **「避難行動要支援者支援制度の案内」の送付**

新たな要件該当者あてに、区役所健康福祉課が避難行動要支援者支援制度の案内を送付します。

この案内の中で、「後日、民生委員が制度の説明のためにお宅に訪問すること」、「そのため民生委員にあなたの個人情報を提供すること」について承諾するかどうかを記載しています。

## 8月

- **「訪問不要等ハガキ」の送付**

避難行動要支援者が、民生委員の訪問を不要とする場合や個人情報の提供を承諾しない場合は、避難行動要支援者は同封のハガキによりその旨を記載し、区役所健康福祉課に送付します。

訪問不要等ハガキの提出者は民生委員訪問チェックリストから除外されます。

## 9月～10月

- **「戸別訪問チェックリスト」、「同意書」の送付**

区役所健康福祉課から民生委員あてに、担当区域の避難行動要支援者の登載された「戸別訪問チェックリスト」及び「避難行動要支援者名簿情報外部提供同意書（以下、「同意書」）を送付します。

- **戸別訪問チェックリスト**

担当区域の避難行動要支援者が登載されている一覧表形式の名簿。戸別訪問先の確認、訪問の有無、個人情報提供の同意の有無などを記録するためのもの

- **同意書**

避難行動要支援者の個人情報を外部に提供することの同意の意思を示すためのもの。避難行動要支援者ごとに印刷されます。

- **避難行動要支援者への戸別訪問**

民生委員は区役所健康福祉課から戸別訪問チェックリスト、同意書が届いたら、担当区域の避難行動要支援者の自宅を訪問し、訪問した趣旨やこの制度の説明を行うとともに、避難行動要支援者の個人情報を外部に提供することに同意するかどうかの意思を確認します。

避難行動要支援者が同意する場合は同意書を受け取ります。（必要に応じて同意書作成のお手伝いをお願いします。）

- 訪問結果のとりまとめ。「戸別訪問チェックリスト」、「同意書」の返送

民生委員は、戸別訪問の結果をとりまとめ、その内容を戸別訪問チェックリストに記入するとともに、避難行動要支援者から受け取った同意書と併せて、区役所健康福祉課に返送します。

## 11月

- 「戸別訪問チェックリスト」、「同意書」の受取り。同意者名簿の作成

市役所は、民生委員から返送された戸別訪問チェックリスト及び同意書を基に、避難行動要支援者名簿（同意者名簿）を更新します。

## 12月

- 「登載通知」、「同意者名簿」の送付

区役所健康福祉課から、個人情報外部提供に同意した避難行動要支援者あてに、避難行動要支援者名簿登載通知が送付されます。

また、区役所健康福祉課または総務課は、民生委員、自治会・町内会、自主防災組織などの避難支援等関係者あてに避難行動要支援者名簿（同意者名簿）を送付します。

- 「同意者名簿」の差替え

市役所から同意者名簿が届いたら、民生委員は配付済みの名簿のうち、変更になったページについて差替えをしてください。

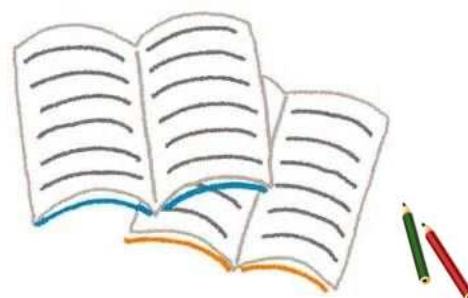
## 翌年6月～7月

- 同意者名簿の時点更新、同意者名簿の配付

市役所は、12月に配付した同意者について、6月を基準に転出、福祉施設への入所、死亡などの異動事由を反映して、情報の時点更新をします。

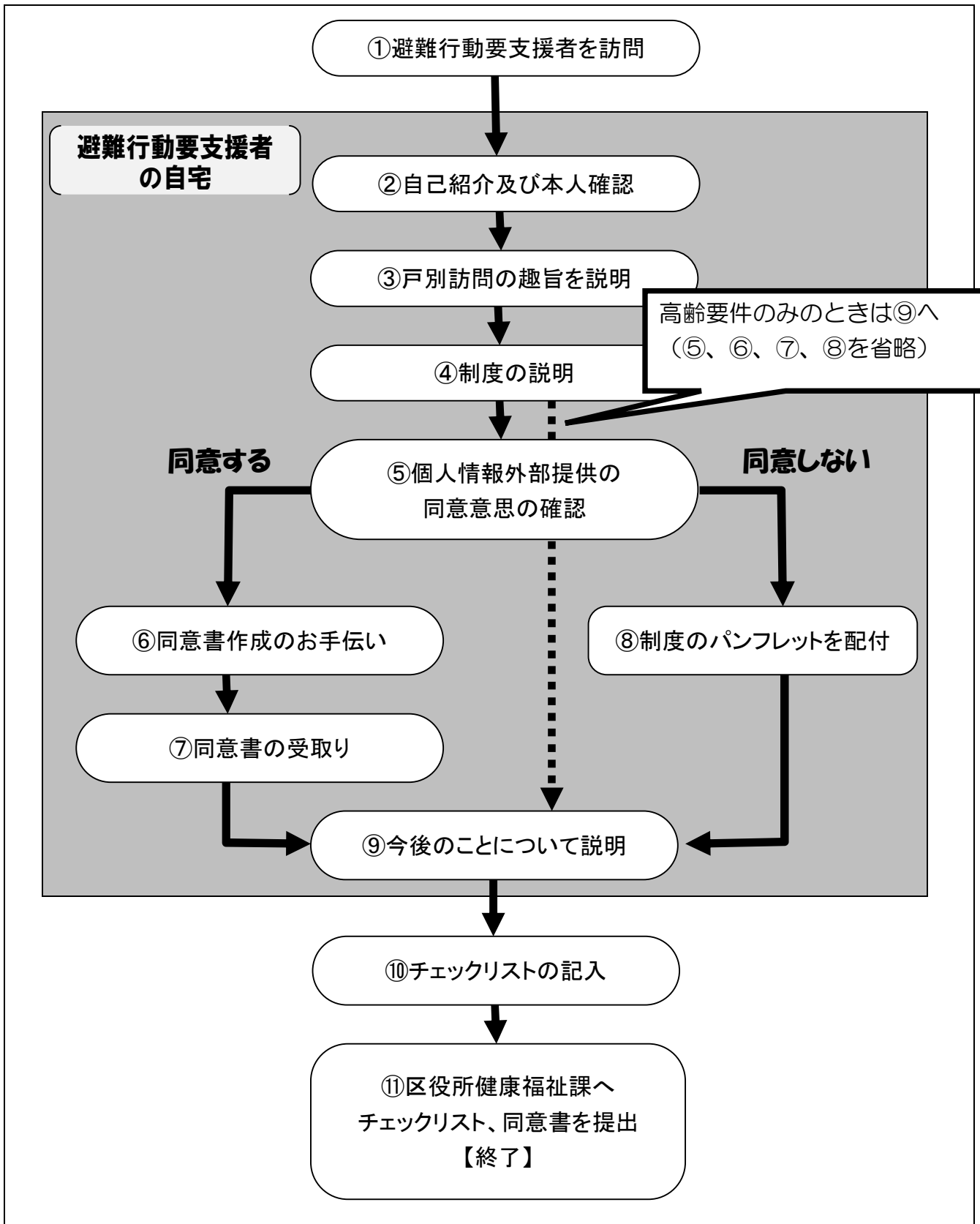
時点更新した同意者名簿について、区役所健康福祉課または総務課は民生委員、自治会・町内会、自主防災組織などの避難支援等関係者あてに配付します。

名簿を受け取ったら、12月の時と同様、名簿の差替えをお願いします。



## (2) 戸別訪問のポイント

### ▶ 戸別訪問の流れ



### ① 避難行動要支援者を訪問

区役所健康福祉課から配付された戸別訪問チェックリスト、同意書に基づき、リストに記載されている避難行動要支援者の自宅を訪問します。

### ② 自己紹介及び本人確認

まず、避難行動要支援者に対して、ご自身の氏名や民生委員であることを紹介するとともに、お名前をお聞きするなどにより、訪問した避難行動要支援者がリストに記載された者と同じであることを確認します。

※ なお、避難行動要支援者の容態により民生委員との会話が困難な場合は、ご家族、保護者に対応をお願いしてください。

### ③ 戸別訪問の趣旨を説明

「市役所の依頼を受け訪問したこと」、「民生委員が訪問することについて、あらかじめ、市役所からあなたあてにお手紙が送られている。」ことなど、避難行動要支援者に訪問の趣旨を説明します。

### ④ 制度の説明

避難行動要支援者に、この制度の内容についてパンフレットを使いながら、以下の点に触れて説明してください。

#### ア この制度の趣旨について

- 大規模災害時は、消防、警察などの公助だけで、すべての市民を救援、救助することは限界がある。このため、自力での避難、地域での助け合いが大切となってくる。
- 災害時に自分では避難することが困難な方（避難行動要支援者）の命を守るには、公的機関だけでなく、地域による助け合いも重要になる。
- 日頃から避難行動要支援者のことを知っておくことが重要になってくることから、平常時から自治会や町内会、自主防災組織、民生委員、警察署に、本人の同意を得て、避難行動要支援者が掲載された名簿を配付すること
- 市役所が定める該当者の要件は、要介護者、障がい者、75歳以上のみの世帯の方であり、あなたはこの要件に該当していること
- あなた（避難行動要支援者）が災害時に自力での避難が困難で、家族以外の方からの避難の支援が必要と思われるならば、この制度について考えていただきたいこと



## イ 留意点について

- 公的な救助、地域による助け合いは限度があります。この制度の手続きをしたからといって、必ず助けがくるとは限らないこと（支援者も自分の命を守らなければならないこと）
- 訪問リストチェックリストに掲載されている避難行動要支援者は、要件を一律に当てはめたものなので、リストの中には自力で避難できる方も含まれている。
- 助け合いの趣旨をご理解いただき、真に避難が困難な方に限り手続きをしていただきたいこと
- 避難行動要支援者自身や家族も、できる限り自力で避難する努力をしてもらいたいこと
- 平常時から食糧や水、常用薬を持出袋などに備蓄しておき、災害時に迅速に避難できるよう備えをしておくこと

## ウ 個人情報の取り扱いについて

- この制度の手続きをすると、あなた（避難行動要支援者）の個人情報を自治会や町内会、自主防災組織、民生委員、警察署の支援に関係する方に提供すること
- そのため、あなた（避難行動要支援者）の個人情報を外部に提供することについて同意するかどうか考えてもらいたいこと
- 避難行動要支援者が個人情報の外部提供に同意するときは、市役所へ同意書を提出する必要があること
- なお、避難行動要支援者名簿（同意者名簿）の提供を受けた者は、その情報について外部に漏らさないよう守秘義務が課せられるので、あなたの個人情報が関係者以外の外部に漏れない仕組みとなっていること

## エ 手続きをした場合、その後の平常時の地域とのかかわりについて

- 手続き後、12月ごろに市役所から避難行動要支援者本人宛に手続きがされた旨の通知が送られてくること
- また、あなた（避難行動要支援者）の個人情報が掲載されている避難行動要支援者名簿についても、12月ごろに自治会や町内会、自主防災組織、民生委員、警察署といった支援に関係する方に配付されること
- その後、災害時にあなたの避難支援の内容を決めるために自治会や町内会、自主防災組織の地域の支援者が、あなた（避難行動要支援者）の自宅に訪問することがあること

**⑤～⑧は要介護者、障がい者のみ。(高齢要件のみは⑨へ)**



高齢要件のみの対象者については、制度の説明のみお願いします。  
以下の⑤～⑧は省略してください。

**⑤ 個人情報外部提供の同意意思の確認**

- ・ 避難行動要支援者に、この制度の趣旨を理解のうえ、本人の個人情報を外部に提供することに同意するかどうかについて、避難行動要支援者の意思を確認してください。
- ・ なお、避難行動要支援者の容態により同意の意思が確認できない場合は、ご家族、保護者による同意の意思を確認してください。

→ **同意する場合 ⑥へ**

→ **同意しない場合 ⑧へ**

**⑥ 同意書作成のお手伝い(同意する場合)**

- ・ 同意書は原則、避難行動要支援者本人が記入しますが、本人の記入が難しい場合は、ご家族や保護者が避難行動要支援者に代わり記入します。
- ・ 家族や保護者がいなく、避難行動要支援者が同意書の記入ができない場合は、民生委員が本人の意思を確認しながら同意書の記入項目を代筆するなど作成のお手伝いをお願いします。その際は、同意書の内容を復唱し、お互いで内容を確認しましょう。

➤ **同意書の記入項目**

|               | 主な項目                               |
|---------------|------------------------------------|
| 初めから印字されている項目 | 氏名、性別、生年月日、住所                      |
| 記入する項目        | 電話番号、緊急連絡先、民生委員名、自治会名、法定代理人等の氏名 など |

※ 記入例はP. 38, 39 参照

➤ **留意点**

- ・ 緊急連絡先は、相手方の承諾を得たうえで記入するようにしてください。

**⑦ 同意書の受取り(同意する場合)**

避難行動要支援者から同意書を受け取ります。受け取った同意書はまとめて区役所健康福祉課に提出することになりますので、提出までの間は大切に保管してください。

⑧ 制度のパンフレットの配付等(同意しない場合)

今回の訪問で同意の意思がない方については、今後、いつでも手続きができる旨を説明し、パンフレットと同意書を渡してください。

⑨ 今後のことについて説明

最後に、避難行動要支援者に今後のことについて説明をしてください。

➤ **同意した方**

- 10月中に、避難行動要支援者が預かった同意書を区役所健康福祉課に提出すること
- 12月中に、区役所健康福祉課からあなた（避難行動要支援者）あてに登載通知書が送られてくること
- 併せて、あなた（避難行動要支援者）の個人情報が掲載された避難行動要支援者名簿（同意者名簿）が、あなたの地域の自治会・町内会、自主防災組織、民生委員、警察署に配付されること
- その後、災害時の支援方法を決めるため、自治会・町内会、自主防災組織による地域支援体制がある場合、地域の支援者があなた（避難行動要支援者）のお宅を訪問する場合があること
- 後で不明な点があれば、区役所健康福祉課に問い合わせること

➤ **同意しない方**

- 後でも、手続きすることができること
- その際には、同意書の提出が必要になること
- 不明な点があれば、区役所健康福祉課に問い合わせること

⑩ チェックリストの記入

訪問後、戸別訪問チェックリストの「訪問」、「同意○拒否×」、「※2 拒否理由」、「適用」の欄に訪問結果を記入してください。

※ 記入例はP. 40 参照

⑪ 区役所健康福祉課へチェックリスト、同意書を提出

すべての避難行動要支援者の戸別訪問を終え、戸別訪問チェックリストの記入が終わったら、戸別訪問チェックリストと戸別訪問時に預かった同意書は、個人情報に掲載されていますので、必ず区役所健康福祉課へ提出してください。（出張所への提出も可）

### 3 避難行動要支援者名簿（同意者名簿）の取り扱い

#### (1) 避難行動要支援者名簿（同意者名簿）の受け取り

12月に、区役所健康福祉課から民生委員に、今回の民生委員による戸別訪問結果を反映した避難行動要支援者名簿（同意者名簿）が送付されます。

この名簿について、民生委員は主に次の場合に利用します。

- 自治会・町内会、自主防災組織が避難行動要支援者の個別支援計画を作成する際に、民生委員に助言を求められ、対応できる範囲で助言する場合
- 災害時に、避難支援のため自治会・町内会、自主防災組織から民生委員に避難行動要支援者名簿の提供依頼があり、その名簿を提供する場合

#### 参考 避難行動要支援者名簿(同意者名簿)の配付先(保管者)

- 市役所の担当部署（区役所、消防局含む）
- 警察署
- 民生委員
- 自治会・町内会、自主防災組織

#### (2) 名簿の登載者

災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自らの力で円滑かつ迅速に避難することが困難な方で、第三者の支援が必要な方々の情報を登載した名簿です。

次の①～③の全てに該当する方が名簿に登載されています。

- ① 次のア～カのいずれかの要件に該当する方
  - ア 75歳以上のみの世帯の高齢者
  - イ 要介護認定3以上の者
  - ウ 身体障害者手帳1・2級の所持者
  - エ 療育手帳Aの所持者
  - オ 災害時要援護者名簿（旧制度）の登載者  
（主にア～エの要件に該当する方）
  - カ 自ら避難することが困難で、避難の支援を希望する者
- ② 生活の基盤を自宅としている方
- ③ この制度の趣旨を理解し、本人の情報を平常時から避難支援等関係者に提供することに同意した方

### (3) 名簿の種類と記載内容

#### ア 一覧名簿

避難行動要支援者の基本情報、連絡先などを一覧表形式に登載した一覧表です。  
自治会・町内会単位となっています。

#### ▶ 記載内容

| 項目    | 記載内容                |
|-------|---------------------|
| ①基本情報 | 氏名、生年月日、性別、住所       |
| ②連絡先  | 自宅電話番号、携帯電話番号、緊急連絡先 |
| ③該当要件 | 該当要件（介護、障がい、高齢世帯）   |

※ 様式例はP. 43参照

#### イ 個人名簿

上記アの一覧名簿に登載されている避難行動要支援者一人ひとりの詳しい情報を掲載した名簿です。

#### ▶ 記載内容

| 項目      | 記載内容                          |
|---------|-------------------------------|
| ①基本情報   | 氏名、生年月日、性別、住所                 |
| ②連絡先    | 自宅電話番号、携帯電話番号、緊急連絡先           |
| ③該当要件など | 該当要件（介護、障がい、高齢世帯）、特記事項（本人の状態） |
| ④支援者    | 自治会・町内会名、支援担当者                |

※ 様式例はP. 44参照



#### (4) 名簿の更新

住所の異動や福祉施設への入所など避難行動要支援者の状況は常に変化しますので、定期的に名簿情報を更新するとともに、毎年6月と12月の年2回、更新した各種名簿を提供します。

##### ア 更新内容

| 変更の事由                                       | 名簿の更新内容                     |
|---|-----------------------------|
| 登載者が市内間で転居した場合                              | 転居元の名簿から削除され、転居先の名簿に登載されます。 |
| 登載者が市外に転出した場合                               | 名簿から削除されます。                 |
| 登載者が福祉施設に入所した場合                             | 名簿から削除されます。                 |
| 登載者が死亡した場合                                  | 名簿から削除されます。                 |
| 登載者の登載内容が変更になった場合<br>(連絡先、該当要件など)           | 名簿の変更箇所の内容が変更されます。          |
| 新潟市に転入した方で、この制度の要件に該当し、外部に本人情報を提供することに同意した方 | 新たに名簿に登載されます。               |
| 新潟市在住で、新たにこの制度の要件に該当し、外部に本人情報を提供することに同意した方  | 新たに名簿に登載されます。               |

##### イ 更新にともない提供される名簿など

| 種類         | 取り扱いなど   |
|------------|--|
| 一覧名簿       | <ul style="list-style-type: none"><li>一覧名簿はすべての方の分が印刷され、提供されます。</li><li>これまでの一覧表と差し替えてください。</li></ul>  |
| 個人名簿       | <ul style="list-style-type: none"><li>新規登載者や内容に変更があった方は、その人の分の個人名簿のみを配付します。</li><li>変更があった個人名簿は、変更後のものに差し替えてください。</li></ul>                                |
| 抜き取り対象者リスト | <ul style="list-style-type: none"><li>名簿からの削除者や内容が変更となった方のリストです。</li><li>このリストをもとに、削除者の個人名簿を抜き取ってください。</li><li>また、変更のあった方の個人名簿を更新後のものに差し替えてください。</li></ul> |

## エ 不要になった名簿の取り扱い

名簿の差し替えや抜き取りにより不要となった名簿はシュレッダーで処分をしたり、区役所（総務課または健康福祉課）、出張所または連絡所に処分を依頼するなど、名簿の情報が流出しないように処分をしてください。

## オ 名簿更新の時期

毎年6月、12月の年2回、区役所健康福祉課から送付されます。

## (5) 名簿の管理

### ア 目的外利用の禁止

避難行動要支援者名簿は、地域が避難行動要支援者の個別支援計画の作成にあたり、地域から助言を求められて助言するとき、災害時に、地域から名簿の提供依頼を受けたときに、名簿を提供するために提供されるものです。

この目的以外で名簿を利用することは絶対にしないでください。

### イ 保管方法

名簿に載っている情報は、避難行動要支援者の大切な個人情報です。名簿は、盗難や紛失しやすい場所ではなく、また、いざというときに取り出しやすい場所を選んで保管してください。

### ウ 名簿のコピー

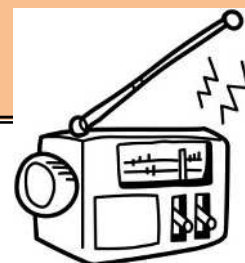
- ・ 名簿は、個人情報に掲載されたものであることから紛失のリスクを減らすため、必要以上にコピーしないでください。
- ・ コンビニやスーパーなどの不特定多数の人が出入りする場では名簿の紛失の恐れがありますので、コピーを行わないよう注意してください。（なお、区役所、出張所、連絡所でも避難行動要支援者名簿のコピーを行います。）

### エ 事故発生時の報告

名簿について、紛失や漏えいなどが生じた場合や生じるおそれがある場合は、速やかに区役所健康福祉課に報告してください。

### オ 名簿の引き継ぎ

民生委員が交代する場合は、名簿情報のすべてを新たな民生委員に引き継ぐとともに、上記に記載の名簿の取り扱いについて説明をしたうえで引き継いでください。

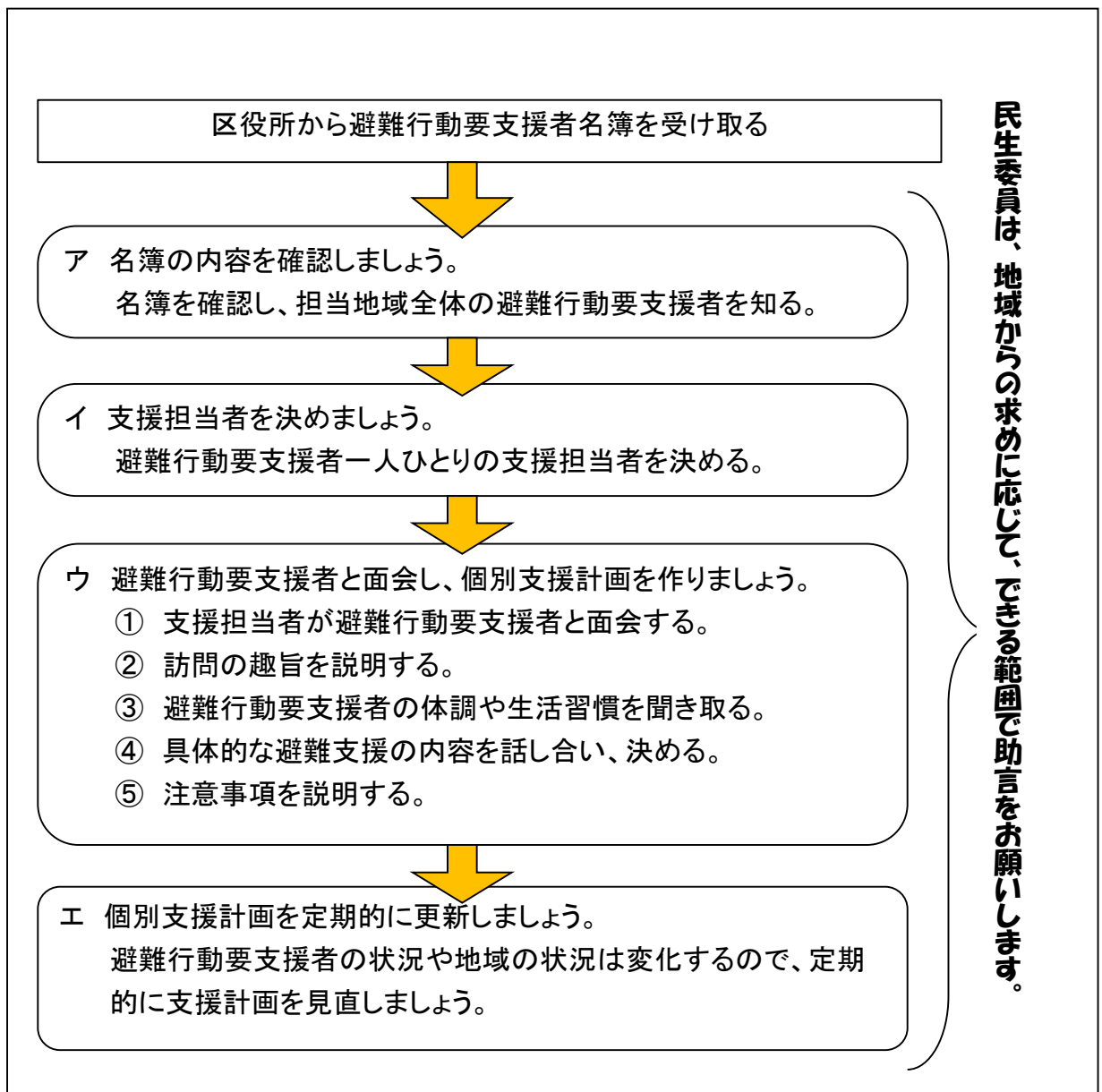


## 4 地域による支援体制構築や避難支援活動のサポート

### (1) 平常時、地域が作成する個別支援計画についての助言

自治会・町内会、自主防災組織の地域の支援者から、避難行動要支援者一人ひとりの支援計画の作成にあたり、支援者から助言を求められた場合は、可能な範囲で助言をお願いします。

#### ▶ 参考 地域による個別支援計画の作成の流れ

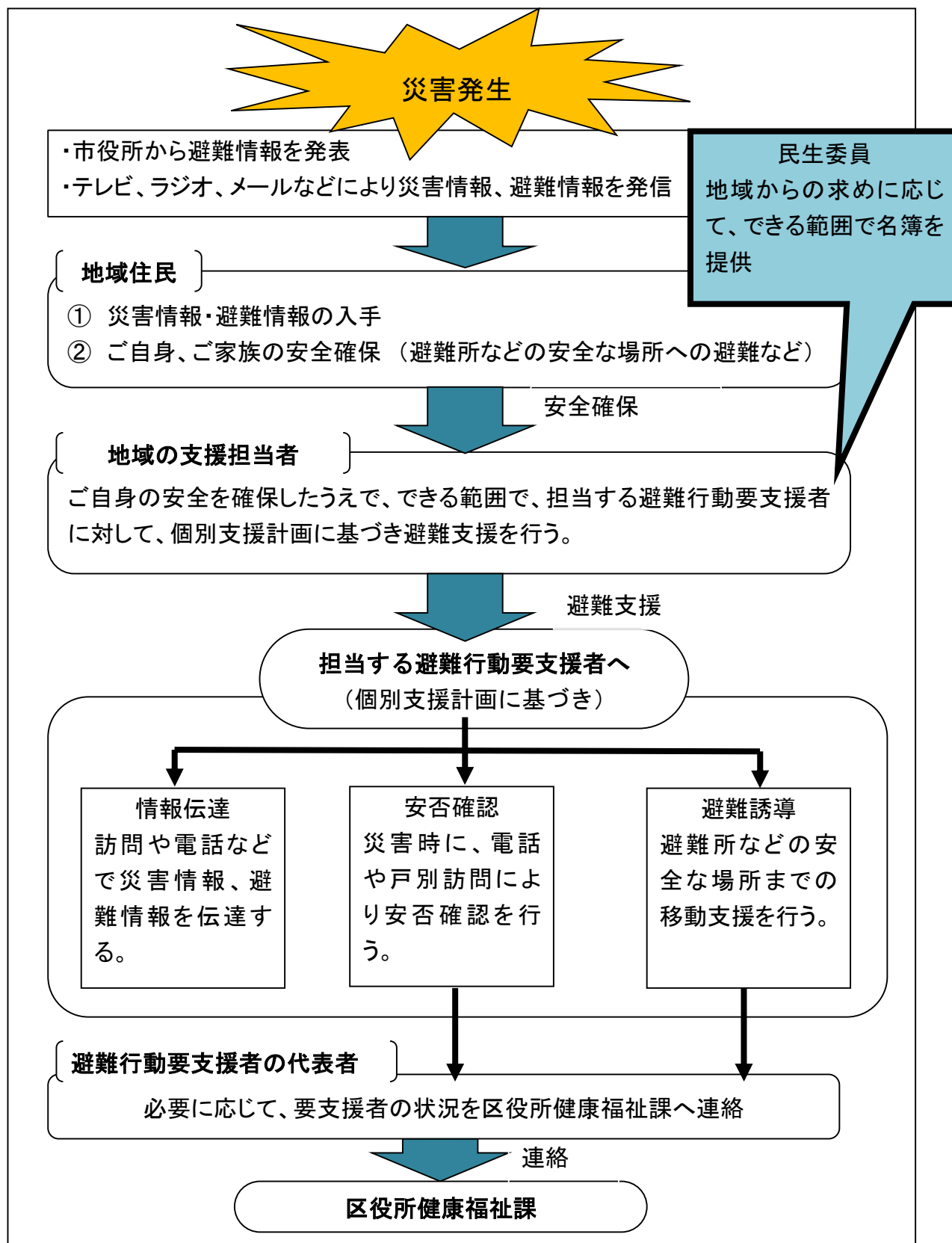




(2) 災害時、地域からの求めに応じ、避難行動要支援者名簿を提供

地域の支援者に配られている避難行動要支援者名簿（同意者名簿）が、災害の影響により、名簿を活用できない場合などの理由で地域から名簿の提供依頼があったときは、可能な範囲で民生委員に配られている名簿を提供してください。

➤ 参考 災害時の地域による避難支援活動



## 5 Q&A

### (1) 名簿の取り扱い

Q 避難行動要支援者名簿は、すべての自治会・町内会、自主防災組織に配られるのですか？

A いいえ。避難行動要支援者支援制度の趣旨に賛同のうえ、この制度に取り組むことを決め、かつ名簿情報についての秘密保持義務を遵守することについての賛同書を区役所総務課に提出した地域にのみ名簿が配付されます。

Q 担当地区の自治会・町内会が自主防災組織を結成していません。名簿が自治会・町内会に渡らなければ、手続きをする意味がないのでは？

A 自主防災組織を結成していない自治会・町内会であっても、個人情報の適切な取り扱いについて確認していただき、賛同書をご提出していただければ名簿を配付します。

新たに賛同書を提出していただいた自治会・町内会に、速やかに名簿を提供できるように準備しておくことも、今回の名簿作りの目的のひとつです。

Q 名簿の保管場所はどこにすればよいですか？

A 災害時に安全にすぐに取り出せる場所で、外部の人が簡単に、その名簿を取り出せないようなところに保管してください。

Q 同意書や戸別訪問チェックリストはコピーしていいですか？

A 名簿が作成されるまで、情報を管理しておきたい場合は、区役所、出張所、連絡所でコピーをしてもらってください。コンビニエンスストアなど、不特定多数が利用する複写機は絶対に利用しないでください。置忘れなどによる個人情報の漏えいの恐れがあります。なお、後日、更新した名簿を受け取りましたら、区役所へ返却されるか、シュレッダーで確実に処分してください。余った同意書や、戸別訪問チェックリストは、すべて担当の区役所健康福祉課へご返却ください。

Q 名簿情報を紛失、漏えいなどが発生した場合、どのような罰則がありますか？

A 災害対策基本法では、守秘義務違反に対する罰則はありませんが、故意に名簿情報の漏えいを行った場合などは、避難行動要支援者本人から損害賠償請求をされる可能性があります。

情報の悪用は避難行動要支援者の生活を脅かすこととなりますので、取り扱いには十分留意してください。

Q この名簿は、避難行動要支援者の支援の取り組み以外の目的以外に使用してはならないとなっていますが、平常時の見守り活動に活用することはできますか？

A 避難行動要支援者名簿は、災害時の支援体制を構築するため、日頃から避難行動要支援者と支援者の関係づくりを進めるために提供されるものです。

避難行動要支援者と支援者の関係づくりを目的の一つとして、この名簿を活用して平常時の見守り活動を行うのであれば、この名簿を活用することはできます。

Q 名簿に登載されていない人で、災害時に自力で避難できない人がいます。そのような方にはどう対応したらよいか。

A 過去に何らかの理由で名簿の登載を拒否または不要と判断された可能性があります。避難行動要支援者の要件に該当する方であれば、本人の意思により区役所健康福祉課でいつでも手続きすることができます。

市役所としても定期的に制度の周知を図っていきますが、近所にそういった方がいる場合は、民生委員からも制度の紹介をお願いします。

Q 全体名簿にしか載っていない方の支援はどうなりますか？

A 平常時における名簿提供について同意を得られなかった方を含む避難行動要支援者の要件に該当する人すべてを掲載している名簿については、平常時は市役所で管理、保管し、災害が発生したときは、その名簿を警察や自衛隊などの支援者に提供します。提供を受けた支援者は、この名簿を活用して救助、救援を行います。



## (2) 戸別訪問

Q 何度訪問しても不在の場合はどうしたらよいですか？

A 不在の場合には、不在票に必要事項を記入して、郵便受けなどに投函し、対象者からの連絡を待ってください。

不在票を投函したにも関わらず、期限までに対象者から連絡がない場合には、戸別訪問チェックリストの摘要欄に「不在」と記入してください。

また、施設に入所していることが明らかな場合や、転居した場合にも、その旨を摘要欄にご記入ください。

なお、訪問したが、本人や家族から面会を断られた場合は、拒否理由19(その他)で理由を「面会拒否」として、面会できたが、本人の同意について意思を確認することができなかった場合には、拒否理由19(その他)で理由を「意思決定不可」とし、戸別訪問チェックリストの訪問欄にはチェックをつけてください。

Q 「自治会や民生委員には名簿を提供してもらってもいいけれど、警察にはちょっと…」という方がいた場合にはどうしたらよいですか？

A 自主防災組織（自治会）、民生委員、警察への名簿提供について、それぞれ分けて同意をいただくことはできません。

災害時に要支援者を助けるためには、本人や家族（自助）、地域（共助）、公的機関（公助）が力を合わせなければならないことをお話しいただき、すべての機関・団体への名簿提供について同意をいただくよう、お願いいたします。

Q 訪問したが、対象者が明らかに「元気」でした。手続きを勧めてよいのですか？

A 今回の戸別訪問の対象者は、障がいの程度や年齢、要介護度などから、避難行動要支援者名簿への登載が必要と思われる方ですが、健康状態には個人差があり、元気な方もいらっしゃいます。

地域の助け合いの精神による制度ですので、この制度には真に支援が必要な方のみ手続きしてもらいたいことを説明してください。

自力で避難できる方にはパンフレットをお渡しして、制度内容や後から必要になったら手続きできる旨を説明し、本人の意思を尊重してください。

Q 対象者の方の家を訪問したところ、対象者リストには入っていない方で、手続きをしたほうが良いと思われる方がいた場合、どうしたらよいでしょうか？

A 今回の戸別訪問の対象者は、障がいの程度や年齢、要介護度など、一定の条件でリストアップしています。

今回のリストには載っていない場合でも、災害時に支援が必要だと思われる場合は、対象者と同様にパンフレットをお渡しし、制度の説明をお願いします。

Q 対象者がこの制度の手続きを民生委員の戸別訪問時ではなく、直接、区の窓口で行う場合、名簿の登載と対象者への通知はいつぐらいになりますか？

A 名簿更新時期の6月と12月に、登載結果を対象者に通知します。対象者がそれまでの間不安に思われる場合は、対象者やご家族で積極的に地域の方々と顔見知りになるなど関係づくりに努めることをアドバイスしてください。

### (3) その他

Q 避難行動要支援者避難支援制度は、これまでの災害時要援護者制度と何が違うのですか？

A 平成25年に、この制度の取り組みが法律により位置づけられました。これまでの災害時要援護者制度とは、民生委員や地域の支援者に対しては、制度の運用面で大きな変更点はありません。これまでどおりの活動と実質的に同じです。



日頃の備えが大切

## 1 制度名称の変更（平成 29 年 4 月）について

平成 16 年 7 月、記録的な大雨で河川が氾濫し、高齢者を中心に犠牲者が出た新潟・福島豪雨を教訓に、新潟市では国のガイドラインに基づき平成 17 年度から災害時要援護者制度を開始しました。この時点でのこの制度の位置づけとしては、市町村の努力義務として取り組む任意制度でした。

平成 23 年の東日本大震災の教訓を受け、国では平成 25 年に災害対策基本法を改正しました。この改正により、市町村に対して、避難行動要支援者の把握及び名簿の作成、並びに名簿を地域の支援者などへ配付することが法律により義務付けられました。

併せて、制度名を災害時要援護者支援制度から避難行動要支援者支援制度に変更しました。

しかし、制度の運用面ではこれまで新潟市で行ってきた取り組みと実質的に変わるものではありません。

国による制度名の名称変更に合わせて、新潟市でも国が示している制度名、用語を統一して使用していきます。

### ▶ 変更点

| 項目   | 災害時要援護者支援制度               | 避難行動要支援者支援制度          |
|--|---------------------------|-----------------------|
| 避難行動要支援者（災害時要援護者）名簿の作成   | 市町村の努力義務                  | 市町村の法定義務（災害対策基本法）     |
| 要支援者（要援護者）本人の同意を得て、平常時から、その方の本人情報（同意者名簿）を避難支援等関係者に提供すること           | 市町村の努力義務                  | 市町村の法定義務（災害対策基本法）     |
| 要支援者（要援護者）本人の同意に関わらず、市町村が災害時に要支援者（要援護者）全員の名簿（全体名簿）を避難支援等関係者に提供すること | 不可                        | 可能                    |
| 名簿の情報を受けた者に対する名簿情報の守秘義務  | 新潟市個人情報保護条例により守秘義務が課せられる。 | 災害対策基本法により守秘義務が課せられる。 |

## 2 用語の説明

- 要配慮者

災害時に限定せず、一般に配慮を要する者を意味し、具体的には、高齢者、障がい者、難病患者、妊産婦、乳幼児、外国人、その他の配慮を要する方をいいます。

- 避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人

- 支援者

地域の共助として活動する自治会・町内会、自主防災組織のほか、警察署など、避難行動要支援者の避難支援を行う者のこと

- 避難支援等関係者

上記支援者に民生委員を加えたもの。民生委員は、平常時に避難行動要支援者に戸別訪問し、制度の説明や同意書の回収などを行う。

- 避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者に対する避難支援などが円滑に行われるための基礎資料として、新潟市が福祉情報などから市内の避難行動要支援者の情報を抽出し、とりまとめた名簿。名簿には全体名簿と同意者名簿があります。

- 全体名簿

障がい者、要介護者などの避難行動要支援者の要件に該当する全員を登載している名簿です。

平常時は市役所（区役所や消防署も含みます。）で保管をし、災害時には避難行動要支援者の救助・救援、避難支援のため、警察、障がい者団体などに提供します。

- 同意者名簿

全体名簿に掲載されている避難行動要支援者のうち、避難支援の体制を整備するため、平常時から避難行動要支援者の情報を自治会・町内会、自主防災組織の地域や警察、民生委員などの支援者に提供することに同意した方のみを登載している名簿

この名簿情報については守秘義務が課せられます。

- 高齢者等避難(レベル3)

災害が発生するおそれがあり、災害リスクのある区域等の高齢者や障がい者、避難に時間を要する人などが、危険な場所から避難すべき状況において発令します。

発令された場合、高齢者などは危険な場所から避難してください。避難を支援する人は高齢者などの避難行動を支援してください。また、高齢者等以外の人も、必要に応じて、避難の準備や出勤等の外出を控える、自主的に避難するなどの行動をとってください。

- 避難指示(レベル4)

災害が発生するおそれが高く、災害リスクのある区域等の住民などが、危険な場所から避難すべき状況において、発令します。

発令された場合、危険な場所から「全員」避難してください。

- 緊急安全確保(レベル5)

災害が発生又は切迫している状況において、発令します(緊急安全確保は、必ず発令されるものではなく、緊急安全確保の発令を待ってはいけません)。

発令された場合、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、自宅の上階や崖から離れた部屋、近隣の少しでも高い建物等に移動するなど、命の危険から逃れるため直ちに安全を確保してください。



地域の助け合い



### 3 避難行動要支援者の特徴と災害時のニーズ

| 区 分                        |                  | 特 徴   | 災害時のニーズ   |
|----------------------------|------------------|---|---|
| 高<br>齢<br>者                | ひとり暮らし<br>高齢者等   | ○ 基本的には自力で行動できるが、地域とのつながりが薄く、緊急事態等の覚知が遅れる場合がある。                             | ○ 災害時には、迅速な情報伝達と避難誘導、安否確認および状況把握等が必要となる。  |
|                            | (寝たきり)<br>要介護高齢者 | ○ 食事、排泄、衣類の着脱、入浴などの日常生活をするうえで他人の介助が必要であり、自力で移動できない。                         | ○ 災害時には、安否確認、生活状況の確認が必要となる。<br>○ 避難する際は、車椅子、担架、ストレッチャー等の補助器具が必要となることがある。                            |
|                            | 認知症高齢者           | ○ 記憶が抜け落ちたり、幻覚が現れたり、徘徊するなど、自分の状況を伝えたり、自分で判断し、行動することが困難なことがある。               | ○ 災害時には、安否確認、状況把握、避難誘導等の援助が必要となる。   |
| 身<br>体<br>障<br>が<br>い<br>者 | 視覚障がい者           | ○ 視覚による覚知が不可能な場合や、置かれた状況がわからず、瞬時に行動をとることが困難だったり、他の人がとっている応急対策などがわからない場合が多い。 | ○ 災害時には、音声による情報伝達や状況説明が必要であり、介助者がいないと避難できないため、避難誘導等の援助が必要となる。                                       |
|                            | 聴覚障がい者           | ○ 音声による避難・誘導の指示が認識できない。補聴器を使用する人もいるが、コミュニケーション手段としては、手話、筆記等である。             | ○ 補聴器の使用や、手話、文字、絵画等を活用した情報伝達及び状況説明が必要となる。   |
|                            | 言語障がい者           | ○ 自分の状況等を伝える際の音声による会話が困難  | ○ 災害時には、手話、筆記等によって状況を把握することが必要  |
|                            | 肢体不自由者           | ○ 体幹障がいや足が不自由な場合、自力歩行や素早い避難行動が困難なことが多い。                                     | ○ 災害時には、歩行の補助や、車椅子等の補助器具が必要となる。   |
|                            | 内部障がい者           | ○ ほとんどの人が自力で歩行でき、一般の人と変わりなく見えることが多いが、補助器具や薬の投与、通院による治療(透析等)が必要である。          | ○ 避難所に酸素ボンベが持ち込めないなどの問題がある。<br>○ 継続治療ができなくなる場合がある。<br>○ 透析治療のために集団移動措置をとる際は、ヘリ、車、船などの移動手段の手配が必要となる。 |

| 区 分    | 特 徴  | 災害時のニーズ   |
|--------|--|---|
| 知的障がい者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緊急事態等の認識が不十分な場合や、環境の変化による精神的な動揺が見られる場合があり、自分の状況を説明できない人もいる。</li> <li>○ 施設・作業所等に通所している割合が、他の障がい者より高い。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 気持ちを落ち着かせながら安全な場所へ誘導したり、生活行動を支援するなどが必要となる。</li> <li>○ 被災前の生活に早く戻すことが必要となる。</li> </ul>                                      |
| 精神障がい者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 多くの人は自分で判断し、行動できる。適切な治療と服薬により、症状をコントロールできる。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 精神的動揺が激しくなる場合があるので、気持ちを落ち着かせ、適切な治療と服薬を継続することで症状をコントロールすることが必要となる。</li> <li>○ 自ら薬の種類を把握しておくとともに、医療機関による支援が必要となる。</li> </ul> |
| 乳幼児・児童 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 年齢が低いほど、養護が必要である。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緊急事態時は、避難に適切な誘導が必要である。</li> <li>○ 被災により、保護者等が児童等を養育することが困難または不可能な場合、保育所等への緊急入所等が必要である。</li> </ul>                          |
| 妊産婦    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自力で移動できる人が多いが、素早い避難行動は困難な場合が多い。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 精神的動揺により、状態が急変することもあるので、避難行動のため、場合によっては車椅子等を用意したり、車などの移動手段が必要となる。</li> </ul>   |
| 外国人    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日本語で情報を受けたり伝達することが十分できない人も多く、特に災害時の用語などが理解できないことが多い。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日本語で情報を受けたり伝達することが十分できないため、多言語による情報提供が必要となる。</li> <li>○ 母国語による情報提供や相談が必要となる。</li> </ul>                                    |

## 4 戸別訪問の対応例

### (1) 避難行動要支援者が**要介護者、障がい者**の場合

民生委員の佐藤 太郎さんが、避難行動要支援者の田中 花子さんに訪問したときのケース

|                          |  |
|--------------------------|--|
| <p>民生委員<br/>佐藤さん</p>     | <p>① 避難行動要支援者を訪問<br/>② 自己紹介と本人確認</p> <p>こんにちは、私はあなたの地区を担当している民生委員の佐藤太郎です。<br/>田中 花子さんはいらっしゃいますか。</p>   |
| <p>避難行動要支援者<br/>田中さん</p> | <p>私ですが、为什么呢？</p>  |
| <p>民生委員<br/>佐藤さん</p>     | <p>③ 戸別訪問の趣旨を説明</p> <p>8月ごろ、区役所健康福祉課からお手紙が届いたと思いますが、ご覧になりましたか？<br/>私は市役所から避難行動要支援者支援制度という、災害時に自分では避難することが困難な方で避難の必要な方を、地域の皆さんで守るための制度の説明を依頼されて、今日、田中さんのお宅を訪問しました。</p>  |
| <p>避難行動要支援者<br/>田中さん</p> | <p>そうだったかね。</p>  |
| <p>民生委員<br/>佐藤さん</p>     | <p>④ 制度の説明</p> <p><b>ア この制度の趣旨</b><br/>田中さんもお存知かと思いますが、平成23年の東日本大震災では、消防署や警察署が一生懸命救助活動を行いました、残念ながら大勢の犠牲者が出てしまいました。<br/>あのような大災害では、消防や警察の救助には限界がありますので、まずは、ご自身ですぐに安全な場所に避難することが大切ですよね。<br/>しかし、おからだの都合などで、災害の時に自分では避難できない方に対しては、消防や警察による救助だけでなく、地域の皆さんでの助け合いが大切になってきます。</p> <p>今日ご説明する避難行動要支援者支援制度というのは、災害時に避難が困難な方々の情報を名簿にして、あらかじめ町内会の方や警察署に配っておき、日頃から地域の方と避難が困難な方が顔見知りになり、万が一災害が起きたときは、この名簿を使って、避難が困難な方の避</p> |

|                          |   |
|--------------------------|---|
| <p>民生委員<br/>佐藤さん</p>     | <p>難を支援するという制度です。</p> <p>このように災害時に自分で避難することが困難な人のことを「避難行動要支援者」といいます。</p> <p>市役所では、災害時に避難が困難と思われる人を、<br/>身体障がい者1、2級の方、知的障がい者Aの方、介護認定3以上の方、75歳以上のみの方の世帯の方を一律に対象者として、該当する方に制度の案内をしています。</p> <p>もし、田中さんが災害時に避難することが困難だと思われるなら、この機会に、この制度の手続きをするかどうか考えてみたらいかがでしょうか。</p>  |
| <p>避難行動要支援者<br/>田中さん</p> | <p>話を聞いてみようか。</p>   |
| <p>民生委員<br/>佐藤さん</p>     | <p>④ 制度の説明</p> <p>イ 留意点の説明</p> <p>この制度は、地域の助け合いによる制度です。そのため、いくつか留意してほしいことがあります。</p> <p>(必ず助けが来るわけではないこと)</p> <p>まず、はじめに、先ほどお話ししたように消防や警察の救助、地域での助け合いには限界があります。</p> <p>救助する人も、まずは、自分の安全を確保しなければなりません。ですから、<u>この制度の手続きをされたからといって、必ず助けがくるとは限りません。</u>そのことをよく理解してください。</p> <p>(自分自身でも助かるための努力をすること)</p> <p>田中さんも出来るだけ自分の安全を確保できるよう、日頃から、非常食や水、常用薬などをすぐに持ち出せるようにするなど、できるかぎりの準備をしておいてください。</p> <p>(真に支援が必要な方に手続きをしてもらいたいこと)</p> <p>そして、市役所は、名簿に登載したほうが良い人を一律に出していますので、75歳以上の方でも足腰の丈夫な方はたくさんいます。中には自力で避難できる人も含まれています。</p> <p>市役所からは、真に支援が必要な方に手続きをしてもらいたいと言われていて、<u>自力で避難できる方からの手続きはご遠慮いただきたい</u>と言われています。</p> |

|                          |  |
|--------------------------|--|
| <p>民生委員<br/>佐藤さん</p>     | <p><b>ウ 個人情報の取り扱い</b><br/> あと、重要な点として、この制度の手続きをすると、田中さんの個人情報が支援する方々に提供されることとなります。<br/> そのため、あらかじめ田中さんが田中さんの個人情報を支援者に提供することについて、同意していただく必要があります。<br/> （同意書を田中さんにお渡しし）同意の方法ですが、この同意書を市役所に提出していただく必要があります。<br/> なお、名簿の提供を受けた方たちには、名簿に載っている情報を、外に漏らさないよう、守秘義務が課せられていますので、田中さんの情報が外に漏れる心配はありません。</p> <p><b>エ 手続き後の地域との関わりについて</b><br/> 田中さんが手続きをしたら、12月頃に市役所から手続きが完了したことをお知らせするお手紙が届きます。<br/> そして、田中さんが入っている自治会や民生委員の私に、あと警察署に田中さんのことも含まれた名簿が配られます。<br/> そして、その後に、自治会で田中さんの支援を担当する方が、災害の時に田中さんの避難の仕方について相談するために田中さんのお宅を訪問されることがあると聞いています。</p> |
| <p>避難行動要支援者<br/>田中さん</p> | <p>そうですか、分かりました。</p>   |
| <p>民生委員<br/>佐藤さん</p>     | <p><b>⑤ 個人情報外部提供の同意意思の確認</b></p> <p>この制度の趣旨、留意点、個人情報のことについて説明しましたが、<u>田中さんがこのことをご理解のうえ、田中さんの個人情報を支援する方へ提供することに同意しますか？</u></p>  |
| <p>避難行動要支援者<br/>田中さん</p> | <p><b>同意する場合</b><br/> 個人情報提供に同意します。よろしくお願ひします。 ⑥へ</p> <p><b>同意しない場合</b><br/> 自分で避難できるので、この制度に手続きをする必要はないです。<br/> （または）<br/> 個人情報提供に同意できません。 ⑧へ (P. 36)</p>   |

|                  |   |
|------------------|---|
| 民生委員<br>佐藤さん     | <p>⑥ 同意書作成のお手伝い</p> <p>わかりました。そうしますと、この同意書を市役所に提出することになります。</p> <p>お手数ですが、ご記入をお願いします。</p>   |
| 避難行動要支援者<br>田中さん | <p>わかりました。ただ、ちょっと分からないこともありますので、いろいろと教えていただけませんか？</p>   |
| 民生委員<br>佐藤さん     | <p>わかりました。それでは分からないことがあったら言ってください。</p>  |
| 避難行動要支援者<br>田中さん | <p>まず、民生委員が分かりません。</p>  |
| 民生委員<br>佐藤さん     | <p>私です。「佐藤 太郎」と書いてください。</p>   |
| 避難行動要支援者<br>田中さん | <p>あと、「特記事項」とありますが、私はいつもは歩けるけど、朝は冷えるので、ときどきひざ関節が痛むんだよね。避難所も遠いし。</p> <p>災害のときは、だれか車で避難所まで送ってほしいんだけど、いいかな？</p>                            |
| 民生委員<br>佐藤さん     | <p>そうですね。災害のときは周りが混乱していると思うので、車で避難するのは逆に危ないと思いますし、地域の支援する方も車で搬送するのは大変だと思います。</p> <p>助け合いの精神によるものなので、安易に車での搬送を希望するのは、ご遠慮された方が良いでしょう。</p> |
| 避難行動要支援者<br>田中さん | <p>確かにそうだね。</p> <p>ただ、避難所が遠いし、朝ひざが痛いので、朝だけでも誰かから付き添いをお願いしてもらいたいけどいいかね。</p>  |
| 民生委員<br>佐藤さん     | <p>そうですね。</p> <p>そうしましたら、特記事項に体の状態について詳しく書いてください。</p>   |
| 避難行動要支援者<br>田中さん | <p>わかりました。</p> <p>あと、緊急連絡先ですが、長岡市の息子と、いつも来ているヘルパーさんにしたいと思うのですが、いいかね？</p>  |

|                  |  |
|------------------|--|
| 民生委員<br>佐藤さん     | 良いと思いますが、緊急連絡先を記入すると、それが地域の支援する方にその連絡先の情報が提供されることとなりますが、長岡市の息子さんと、ヘルパーさんの了解を得ていますか？  |
| 避難行動要支援者<br>田中さん | いや、了解は得ていない。   |
| 民生委員<br>佐藤さん     | そうすると、今は、緊急連絡先を書いてはいけません。<br>息子さんやヘルパーさんの了解を得られたら、区役所健康福祉課にご連絡ください。  |
| 避難行動要支援者<br>田中さん | 分かりました。後で、息子とヘルパーさんに聞いてから連絡します。  |
| 民生委員<br>佐藤さん     | ⑦ 同意書の受取<br><br>はい、これで同意書はできました。<br>念のために、内容を読み上げたいと思います。間違っているところがありましたら、教えてください。<br><br>(同意書の内容を読み上げる)   |
| 避難行動要支援者<br>田中さん | 間違いありません。これで大丈夫です。   |
| 民生委員<br>佐藤さん     | 分かりました。この同意書は市役所に提出することになりますが、私が預かって市役所に提出しましょうか？  |
|                  | それでは、お願いします。<br>(民生委員の佐藤さんは同意書を受け取る)   |
| 民生委員<br>佐藤さん     | ⑨ 今後のことについて説明<br><br>これで、手続きは終わりですが、今後のことについて改めてご説明します。<br>確認ですが、今回、この手続きをしたからといって必ず助けが来るわけではないこと。<br>田中さんも日頃から災害時の備えをしていただきたいこと<br>田中さんの個人情報支援する方々に提供することに同意されたこと<br>と<br>最後になりますが、預かった同意書を市役所に提出します。 |

|                  |  |
|------------------|--|
| 民生委員<br>佐藤さん     | <p>そうしますと、12月ごろ、市役所から今回の手続きをしたことをお知らせするお手紙が届きます。</p> <p>また、同時に支援をする方に、田中さんのことが載っている名簿が配られます。</p> <p>その名簿をみて、災害時に田中さんの避難方法を話し合うため、田中さんを担当する地域の方が訪ねてくることがあります。</p> <p>以上です。何か質問はありますか？</p> |
| 避難行動要支援者<br>田中さん | <p>いや、ないです。いろいろとご親切にありがとうございます。</p>  |
| 民生委員<br>佐藤さん     | <p>それでは、今日はこれで終わりです。何かありましたら連絡してください。</p> <p>さようなら。</p>  |
| 避難行動要支援者<br>田中さん | <p>さようなら。</p> <p style="text-align: center;">— 戸別訪問終了 —</p>  |

|                  |  |
|------------------|--|
| 避難行動要支援者<br>田中さん | <p><b>⑧同意しない場合</b></p> <p>自分で避難できるので、必要はないです。</p> <p>(または)</p> <p>個人情報の提供には、同意できません。</p>   |
| 民生委員<br>佐藤さん     | <p>分かりました。</p> <p>今回、この制度に手続きしなかったからといって、この先、手続きができないわけではありません。</p> <p>今後、田中さんのお気持ちが変わり、この制度の手続きをしようと思ったら、この同意書を区役所に提出してください。</p> <p>制度のパンフレットと同意書を置いていきます。</p> <p>それでは、さようなら。</p> |
| 避難行動要支援者<br>田中さん | <p>分かりました。さようなら</p> <p style="text-align: center;">— 戸別訪問終了 —</p>  |



(2) 避難行動要支援者が**高齢要件のみ**の方の場合

民生委員の鈴木 五郎さんが、避難行動要支援者の福田 和美さんに訪問したときのケース

|                          |  |
|--------------------------|--|
| <p>民生委員<br/>鈴木さん</p>     | <p>① 避難行動要支援者を訪問<br/>② 自己紹介と本人確認</p> <p>こんにちは、私はあなたの地区を担当している民生委員の鈴木 五郎です。<br/>福田 和美さんはいらっしゃいますか。</p>  |
| <p>避難行動要支援者<br/>福田さん</p> | <p>私ですが、为什么呢？</p>  |
| <p>民生委員<br/>鈴木さん</p>     | <p>③ 戸別訪問の趣旨を説明</p> <p>8月ごろ、区役所健康福祉課からお手紙が届いたと思いますが、ご覧になりましたか？<br/>私は市役所から避難行動要支援者支援制度という、災害時に自分では避難することが困難な方を、地域の皆さんで守るための制度の説明などを依頼されて、今日、福田さんのお宅を訪問しました。</p>  |
| <p>避難行動要支援者<br/>福田さん</p> | <p>そうだったかね。</p>  |
| <p>民生委員<br/>鈴木さん</p>     | <p>④ 制度の説明</p> <p>ア この制度の趣旨</p> <p>福田さんもお存知かと思いますが、平成23年の東日本大震災では、消防署や警察署が一生懸命救助活動を行いました、残念ながら大勢の犠牲者が出てしまいました。<br/>あのような大災害では、消防や警察の救助には限界がありますので、まずは、ご自身ですぐに安全な場所に避難することが大切ですよね。<br/>しかし、おからだの都合などで、災害の時に自分では避難できない方に対しては、消防や警察による救助だけでなく、地域の皆さんから助け合いが大切になってきます。</p> <p>今日ご説明する避難行動要支援者支援制度というのは、災害時に避難が困難な方々の情報を名簿にして、あらかじめ町内会の方や警察署に配っておき、日頃から地域の方と避難が困難な方が顔見知りになり、万が一災害が起きたときは、この名簿を使って、避難が困難な方の避難を支援するという制度です。</p> |

|                          |  |
|--------------------------|--|
| <p>民生委員<br/>鈴木さん</p>     | <p>このように災害時に自分で避難することが困難な人のことを「避難行動要支援者」といいます。</p> <p>市役所では、災害時に避難が困難と思われる人を、身体障がい者1、2級の方、知的障がい者Aの方、介護認定3以上の方、75歳以上のみの方の世帯の方を一律に対象者として、該当する方に制度の案内をしています。</p> <p>福田さんは75歳以上のみの世帯なので対象となります。</p> <p>もし、福田さんが災害時に避難することが困難だと思われるなら、この機会に、この制度の手続きをするかどうか考えてみたらいかがでしょうか。</p>  |
| <p>避難行動要支援者<br/>福田さん</p> | <p>話を聞いてみようか。</p>  |
| <p>民生委員<br/>鈴木さん</p>     | <p>④ 制度の説明</p> <p>イ 留意点の説明</p> <p>この制度は、地域の助け合いによる制度です。そのため、いくつか留意してほしいことがあります。</p> <p>(必ず助けが来るわけではないこと)</p> <p>まず、はじめに、先ほどお話ししたように消防や警察の救助、地域での助け合いには限界があります。</p> <p>救助する人も、まずは、自分の安全を確保しなければなりません。ですから、この制度の手続きをされたからといって、<u>必ず助けがくるとは限りません。</u>そのことをよく理解してください。</p> <p>(自分自身でも助かるための努力をすること)</p> <p>福田さんも出来るだけ自分の安全を確保できるよう、日頃から、非常食や水、常用薬などをすぐに持ち出せるようにするなど、できるかぎりの準備をしておいてください。</p> <p>(真に支援が必要な方に手続きをしてもらいたいこと)</p> <p>そして、市役所は、名簿に登載したほうが良い人を一律に出していますので、75歳以上の方でも足腰の丈夫な方はたくさんいます。中には自力で避難できる人も含まれています。</p> <p>市役所からは、真に支援が必要な方に手続きをしてもらいたいと言われて<u>います。自力で避難できる方からの手続きはご遠慮いただきたい</u>と言われています。</p> |

|                          |  |
|--------------------------|--|
| <p>民生委員<br/>鈴木さん</p>     | <p>ウ 個人情報の取り扱い</p> <p>あと、重要な点として、この制度の手続きをすると、福田さんの個人情報が支援する方々に提供されることとなります。</p> <p>そのため、あらかじめ福田さんが福田さんの個人情報を支援者に提供することについて、同意していただく必要があります。</p> <p>(同意書を福田さんにお渡しし) 同意の方法ですが、この同意書を市役所に提出していただく必要があります。</p> <p>なお、名簿の提供を受けた方たちには、名簿に載っている情報を、外に漏らさないよう、守秘義務が課せられていますので、福田さんの情報が外に漏れる心配はありません。</p> <p>エ 手続き後の地域との関わりについて</p> <p>福田さんが手続きをしたら、12月ごろに市役所から手続きが完了したことをお知らせするお手紙が届きます。</p> <p>そして、福田さんが入っている自治会や民生委員の私に、あと警察署に福田さんのことも含まれた名簿が配られます。</p> <p>そして、その後に、自治会で福田さんの支援を担当する方が、災害の時に福田さんの避難の仕方について相談するために福田さんのお宅を訪問されることがあると聞いています。</p> |
| <p>避難行動要支援者<br/>福田さん</p> | <p>そうですか、分かりました。</p>   |
| <p>民生委員<br/>鈴木さん</p>     | <p>分かりました。</p> <p>今日は、パンフレットと同意書を置いていきます。</p> <p>福田さんが、避難が困難で地域での助けが必要とお考えなら、この同意書を区役所に提出してください。</p> <p>それでは、さようなら。</p>  |
| <p>避難行動要支援者<br/>福田さん</p> | <p>分かりました。さようなら</p> <p style="text-align: center;">— 戸別訪問終了 —</p>  |

# 5 名簿や各種様式の記載例 戸別訪問チェックリスト

新潟市避難行動要支援者名簿登録

## 戸別訪問チェックリスト

| 地区  | 新潟              | 民生委員名 | 白山 町子 | 住所 ※1               | 生年月日<br>性別    | 該当要件(福祉情報) | 訪問<br>同意 | ※2拒否<br>理由 | 適用<br>(対象者に關する特記事項、その他の拒否理由など) |
|-----|-----------------|-------|-------|---------------------|---------------|------------|----------|------------|--------------------------------|
| NO. | シメイ<br>氏名       |       |       |                     | 昭和〇年〇月〇日<br>男 | 介護 高齢 障がい  | ○        | 13         |                                |
| 記入例 | アズマ タロウ<br>東 太郎 |       |       | 中央区〇〇町1-10-20       | 昭和〇年〇月〇日<br>女 | 介護 高齢      | ○        |            | 車いすを使用している。                    |
| 1   | ヤマモト ココ<br>南 桃子 |       |       | 中央区〇〇町2-3-4 ハイソ南101 | 平成〇年〇月〇日<br>男 | 障がい        | ○        | 12         | 目が悪い                           |
| 2   | ヤギ カチ<br>柳 湯夫   |       |       | 中央区〇〇町地             | 平成〇年〇月〇日<br>男 | 介護         | ○        |            | 何處、訪問してもいながらため面会できなかつた。        |
| 3   | シト シロウ<br>湊 次郎  |       |       | 中央区〇〇5-2-3          | 平成〇年〇月〇日<br>男 | 介護         | ○        |            |                                |

※1: 「〇」が表示されている場合は高齢のみ該当の方です。  
※2: 拒否理由コード:11(自分で避難できる),12(家族の支援が

いては、氏名等が印字された同意書はありません。制約  
のため),14(本人は入院・入所),15(本人は死亡),16(本人

と印字されていない同意書をお渡しし、制約  
(他人に迷惑をかけたくない),19(その他:理由を輸

困み部分が訪問した結果を記入する欄です。必ず記入してください。

ここに〇が印字されている場合は、高齢のみの世帯です。  
氏名等が印字された同意書はありません。チラシと印字され  
ていない同意書を使って説明してください。

ご本人の身体状況などの特記事項や同意拒否コード  
以外の同意を拒否された理由などを記入してください。

名簿登録を拒否された場合は、拒否理由コード中から拒否理  
由を選び記入してください。

- 11 自分で避難できる
- 12 家族の支援がある
- 13 個人情報保護のため
- 14 本人は入院・入所
- 15 本人は死亡
- 16 本人は市外転出
- 17 他人に迷惑をかけたくない

避難行動要支援者名簿情報外部提供同意書（表面）

別記様式第2号（表） （第5条関係）


新潟市避難行動要支援者名簿情報外部提供同意書

令和〇〇年△△月□□日

（宛先）新潟市長

私は、裏面の確認事項を理解し、避難支援や安否確認などを受けるために、避難支援を必要とする事由ほか新潟市が保有する個人情報及び以下の個人情報、新潟市地域防災計画に定める避難支援等関係者（自治会・町内会、自主防災組織、警察署、民生委員など）へ平常時から提供・収集されることに同意します。

※災害対策基本法の規定により、災害発生時には同意の有無に関わらず提供することがあります。

|       |   |                                 |  |               |  |
|-------|---|---------------------------------|--|---------------|--|
| 同意者   |   | (同意者本人の承諾があれば代筆可としますが、押印が必要です)  |  |               |  |
| フリガナ  | タナカ ハナコ   | 性別                              | 自宅電話   | 025-XXX-XXXX  |  |
| 氏名    | 田中 花子  印 | 女                               | 携帯電話   | 090-XXXX-XXXX |  |
|       |   |                                 | 自宅FAX  | 025-XXX-XXXX  |  |
| 生年月日  | 昭和〇年△月□日  |                                 | 法定代理人等による同意の場合<br>（代筆の場合は記載不要。同意者が未成年者や成年被後見人等で個人情報提供への同意により生ずる結果を判断できる能力がない場合に記載） |               |  |
| 住所    | 〒〇〇〇-〇〇〇〇<br>新潟市西蒲区〇〇町1   |                                 |  |               |  |
|       | 同意者との関係   | 親権者 後見人 保佐人 補助人<br>(親族) (続柄: 子) |  |               |  |
| 民生委員名 | 法定代理人等氏名  |                                 | 高橋 和子  |               |  |

緊急時連絡先の情報は、相手方の承諾を得たうえで記入してください。

|  |          |  |    |               |  |
|--|----------|--|----|---------------|--|
| 緊急時の連絡先  |          | (緊急時連絡先は、相手方の承諾を得て記載してください。)<br>(該当者がいない、連絡の必要がない場合は、記入しなくても結構です。) |    |               |  |
| フリガナ   | タカハシ カズコ | 連絡先電話番号  |    |               |  |
| 氏名   | 高橋 和子    | 優先順位   | 第1 | 090-XXXX-XXXX |  |
|  |          |  | 第2 | 025-XXXX-XXXX |  |
|  |          |  | 第3 | - -           |  |
| あなたとの関係 (差支えない範囲で○で囲む)                                     |          | ※電話番号は1箇所でも結構です  |    |               |  |
| <input checked="" type="radio"/> 家族・親戚・知人・ヘルパー等<br>その他 ( ) |          |  |    |               |  |

支援する際に参考にしますので、具体的に記入してください。

|  |      |
|--|------|
| 特記事項   | (避難) |
| 例：寝たきり、車イス使用、歩行困難、人工透析、ペースメーカー使用など<br><br>外に出るときは車いすを使っています。 |      |

※ 裏面を必ずお読みください。

避難行動要支援者名簿情報外部提供同意書（裏面）

別記様式第2号（裏） （第5条関係）

**確認事項**  
**（必ずお読みください。）**

災害時の被害を少しでも少なくするため、新潟市は、心身の状態などにより災害時に自ら避難することが困難で、避難のために支援が必要な方（避難行動要支援者）の情報を掲載した名簿を作成し、平常時から自治会、町内会、自主防災組織の地域の支援者や消防機関、警察署などに提供しておき、災害が起きたときに、地域での助け合いや公的機関の救援、救助のために役立てるものです。

**1 地域の支援体制について**

地域の避難支援者は、災害時の避難支援を法的に義務づけられたものではなく、あくまでも地域での助け合いの精神による活動です。地域の支援者は、災害時には、まず自ら安全を確保したうえで、できる範囲で避難支援に努めるものです。

また、地域によっては避難支援体制が整っていないところもあります。

したがって、この制度に同意書を提出したからといって、必ず支援が行われるわけではありません。

**2 自らの命を守る努力**

避難行動要支援者自身もできる限り自分の命を守るための努力をしてください。

そのためにも、日頃から地域とのコミュニケーションを深めたり、食料や水、薬など避難先で必要となるものを準備しておくなどの備えをお願いします。

このページには、あなたの個人情報の取り扱いや地域の支援者などの支援のあり方などの制度の趣旨が記載されています。よくお読みの上ご判断ください。

民生委員が戸別訪問した際に、記入欄以外のことで市に伝えたいことがありましたら、記入してください。

民生委員メモ欄

そのほかの緊急連絡先

山口 久美子(友人) 電話 025-XXX-XXXX

市の処理欄ですので、ここには記載をしないでください。

| 受付け処理欄 |      |      |
|--------|------|------|
| 受付月日   | 受付窓口 | 担当者名 |
|        |      |      |

| 担当課処理欄 |      |
|--------|------|
| 受理月日   | 担当課名 |
|        |      |

令和〇〇年△△月〇〇日

避難行動要支援者名簿（一覽）

|      |          |
|------|----------|
| 組織名  | △△自主防災組織 |
| 自治会名 | 〇〇自治会    |

| 氏名               | 性別    | 住所              | 緊急連絡先<br>本人との関係   |
|------------------|-------|-----------------|---|
| 生年月日<br>ホウサイ タロウ | 該当事由  |                 | 電話番号  |
| 防災 太郎            | 男     | 中央区学校町通1番町602-1 | ホウサイ ハナ子<br>防災 花子<br>家族<br>025-000-0000<br>090-0000-0000<br>025-000-0000  |
| 昭和〇年〇月〇日         | 障がい者  |                 | マツハマ キタオ<br>松浜 北男<br>親戚<br>025-000-0000<br>090-0000-0000<br>025-000-0000  |
| ニイガタ マチコ         | 女     | 中央区〇〇           | ニシカワ アジコ<br>西川 味子<br>知人<br>025-000-0000<br>090-0000-0000<br>025-000-0000  |
| 新潟 町子            | 高齢者世帯 |                 | クロサキ マメ<br>黒崎 マメ<br>ヘルパー<br>025-000-0000<br>090-0000-0000<br>025-000-0000 |
| 昭和〇年〇月〇日         |       |                 |   |
| マキ オヲオ           | 男     | 中央区△△           |   |
| 巻 岩男             | 障がい者  |                 |   |
| 平成〇年〇月〇日         |       |                 |   |
| サカイ ミナミ          | 男     | 中央区××           |   |
| 坂井 南             | 障がい者  |                 |   |
| 昭和〇年〇月〇日         |       |                 |   |

避難行動要支援者個人名簿（民生委員用）

避難行動要支援者個人名簿  
（民生委員用）

令和〇〇年〇月〇日

**取り扱い注意**

この名簿は、避難行動要支援者の避難支援に活用するため、本人から同意を得て作成しています。適正に管理のうえ、支援方法等の検討にご活用ください。

基本情報

|      |                                       |             |         |              |
|------|---------------------------------------|-------------|---------|--------------|
| フリガナ | ボウサイ タロウ                              | 性別          | 自宅電話    | 025-XXX-XXXX |
| 氏名   | 防災 太郎                                 | 男           | 携帯電話    | 090-XXX-XXXX |
|      |                                       |             | 自宅FAX   | 025-XXX-XXXX |
| 生年月日 | 昭和10年10月10日                           | 自治会名        | にいがた自治会 |              |
| 住所   | 〒951-8550<br>新潟市中央区学校町通1番町602<br>番地1  | 民生児童<br>委員名 | 中央 民夫   |              |
|      |                                       | 支援を必要とする事由  | 障がい者    |              |
| 特記事項 | 寝たきりで動けないので、搬送用具を使うなどして避難所へ連れて行ってほしい。 |             |         |              |

ご本人が緊急連絡先情報の外部提供に非同意の場合は、この欄は空欄になります。

緊急連絡先

|             |        |               |  |
|-------------|--------|---------------|--|
| フリガナ        | ボウサイ イ |               |  |
| 氏名          | 防災 一郎  | 家族            |  |
| 連絡先<br>電話番号 | 優先順位1  | 025-***-****  |  |
|             | 優先順位2  | 090-****-**** |  |
|             | 優先順位3  |               |  |

|      |         |
|------|---------|
| 支援組織 | 新潟自主防災会 |
|------|---------|

※支援組織がない場合(支援組織が空欄)

災害時には、この名簿を安否確認・避難支援の資料として地域の自治会・町内会に提供してください。

メモ欄

問い合わせ等連絡先

〇〇区健康福祉課

電話 025-AAA-AAAA



## 7 関係法令

### 災害対策基本法（抜粋）

#### 第三節 避難行動要支援者名簿の作成等

##### （避難行動要支援者名簿の作成）

第四十九条の十 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 性別
- 四 住所又は居所
- 五 電話番号その他の連絡先
- 六 避難支援等を必要とする事由
- 七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

##### （名簿情報の利用及び提供）

第四十九条の十一 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

## 8 市役所担当部署の連絡先

| 区役所    | 健康福祉課                               | 総務課・地域総務課                           |
|--------|-------------------------------------|-------------------------------------|
|        | 名簿登載, 内容の修正, 安否確認の報告など              | 個別避難支援計画の作成, 避難訓練など                 |
| 北 区役所  | 電話 025-387-1310<br>FAX 025-387-1020 | 電話 025-387-1115<br>FAX 025-387-1020 |
| 東 区役所  | 電話 025-250-2380<br>FAX 025-273-0177 | 電話 025-250-2720<br>FAX 025-273-0176 |
| 中央 区役所 | 電話 025-223-7252<br>FAX 025-223-7151 | 電話 025-223-7064<br>FAX 025-224-1520 |
| 江南 区役所 | 電話 025-382-4383<br>FAX 025-381-1203 | 電話 025-382-4526<br>FAX 025-381-7090 |
| 秋葉 区役所 | 電話 0250-25-5665<br>FAX 0250-22-8250 | 電話 0250-25-5470<br>FAX 0250-22-0228 |
| 南 区役所  | 電話 025-372-6303<br>FAX 025-372-4033 | 電話 025-372-6431<br>FAX 025-373-3933 |
| 西 区役所  | 電話 025-264-7315<br>FAX 025-269-1670 | 電話 025-264-7120<br>FAX 025-269-1650 |
| 西蒲 区役所 | 電話 0256-72-8345<br>FAX 0256-72-3133 | 電話 0256-72-8143<br>FAX 0256-72-6022 |

